

四国理学療法士学会評議委員会規程

〔目的〕

第1条 この規程は、四国理学療法士学会の円滑な運営とその発展を図るために、学会評議委員会（以下、「本委員会」という）について必要な事項を定めることを目的とする。

〔構成〕

第2条 本委員会は、四国理学療法士会各県士会選出の委員をもって構成する。

第3条 委員は、各県士会3名選出し、内1名は前学会長とする。

第4条 委員長は、委員の中より互選によって定める。

第5条 副委員長は、委員長の指名する者をもって置くことができる。

〔任期〕

第6条 委員の任期は4年とする。補欠の委員の任期については、前任の残任期間とする。

第7条 委員長の任期は2年とし、再任することができる。

〔職務〕

第8条 本委員会は、第1条の目的を達成するために以下のことを行う。

- (1) 次期学会の開催趣意と要項を評議する
- (2) 次期学会担当士会を通して、別に定めるところにより会員の応募演題抄録を閲読する
- (3) 次期学会担当士会に対して運営に必要な指導と助言を与える
- (4) 会員に対し適切な指導と助言を与える
- (5) その他、別に定める学会運営等に関することを協議する

〔会議〕

第9条 本委員会による会議を、学会評議委員会議（以下、「会議」という）とする。

第10条 会議は、委員長が必要と認めたとき、これを招集する。

第11条 会議は、四国理学療法士会会長または学会長から開催の請求があったとき、

委員長がこれを招集する。

第12条 会議は、各県士会より1名以上の出席かつ委員の過半数以上の出席で、開会することができる。

第13条 会議の議長は、委員長をもって充てる。

第14条 四国理学療法士会会長は、会議に出席して、適切な指導や助言を与えることができる。

第15条 次期学会長及び次期準備委員長は、会議に出席して、次期学会の企画の承認を得なければならない。

第16条 前学会長及び前学会準備委員長は、会議に出席して、前回学会の報告をし、承認を得なければならない。

〔会計〕

第17条 本委員会の運営は、四国理学療法士会より支出される学会評議委員会費を充てる。

2 会計は、委員長の指名した者が行う。

〔補則〕

第18条 この規程を改廃・変更しようとするときは、本委員会の審議を経て、四国理学療法士会連絡協議会の承認を得なければならない。

〔付則〕

- 1 この規程は平成6年11月20日から施行する。
- 2 この規程は平成12年2月20日から、一部改正により施行する。
- 3 この規程は平成13年12月1日から、一部改正により施行する。
- 4 この規程は平成29年11月25日から、一部改正により施行する。